

## 出張規程

### (目的)

第1条 この規程は、公益財団法人札幌法律援護基金の役員の出張について定める。

### (出張)

第2条 出張は、次のとおりとする。

#### (1) 日帰り出張

片道100キロメートル(鉄道料数による)以上で、旅行時間と出張先の滞在時間が8時間を越えて、当日中に帰宅する場合の出張。

#### (2) 宿泊出張

宿泊しなければ、出張の目的を達成されない場合で、理事長の承認があった場合の出張。

#### (3) 国外出張

日帰り、宿泊を問わず、理事長から国外への出張を命ぜられた出張。

### (出張命令)

第3条 出張は、すべて出張命令によって行う。

2 出張命令は、理事長が発する。

### (出張費)

第4条 出張旅費は、実費支給とし、理事長の承認を得るものとする。

第5条 以上の定めにかかわらず、理事長は理事会の承認を経てこれを変更することができる。

附則 この規程は、平成31年4月1日から施行する。